



議案の概要

熊本市役所の新庁舎建設の賛否を問う住民投票条例の制定について

<制定理由>

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づき令和6年12月25日付けで熊本市役所の新庁舎建設の賛否を問う住民投票条例の制定請求があったため、同条第3項の規定により意見を付けて市議会に付議するもの。

<制定内容>

- 1 目的
- 2 住民投票
- 3 住民投票事務の執行
- 4 住民投票の実施等
- 5 投票資格者等
- 6 投票の方法
- 7 投票の秘密保持
- 8 投票の効力
- 9 無効投票
- 10 投票及び開票
- 11 投票結果の告示
- 12 投票結果の尊重
- 13 情報の提供
- 14 投票運動
- 15 委任

<施行日>

公布の日

令和7年第1回臨時会の概要

● 1月14日 本会議

- ・提案理由説明
- ・直接請求代表者の意見陳述
- ・議案付託

1月14日 総務委員会

● 1月17日 本会議

- ・委員長報告
- ・質疑、討論、表決
- ・閉会

条例案の制定に対する市長の意見

- 現庁舎の建て替えは重要な施策であるため、災害リスク、本市の財政負担、まちづくり等の様々な論点を踏まえた上で、市民の皆様の代表であり、重要な施策を議決する役割を担う市議会において、総合的に判断されるべき。
- 直接請求制度が重要な意義を持っていることは理解しているが、現庁舎の建て替えは、6年以上にもわたる市議会での議論に加え、市民説明会、市民アンケート等を通じて、広く市民の皆様から御意見を頂き、反映しながら検討を進めてきた。
- 財政負担を大幅に軽減できる合併推進債の活用条件は、令和6年度中に新庁舎の基本計画策定並びに基本設計・実施設計にかかる業務委託の契約を結ぶことであり、期限が迫っている。
- このような議論等を踏まえて、基本構想を策定し、新庁舎整備の設計関連予算について、市議会による十分な審議を経て議決を頂き、事業を進めている中、新庁舎建設について単に賛否を問う住民投票を行うことは、この6年以上にも及ぶ熟議を顧みないものである。



委員会の審査概要

総務委員会の審査の概要は以下のとおりです。

スマートフォン等で読み込むことで、インターネット中継の録画映像をご覧ください。



本案については委員より以下のような意見が述べられました。

- 庁舎建て替えの議論については、議会としても災害から市民の生命・財産を守ることが最優先であるという判断を、責任を持って行ったという点を、今回の請求者等の方々に理解を求めたい。また、これまでの事業のプロセスについて市民の納得が得られていないことに対し、今後基本計画等を策定していく各段階において、より丁寧に市民の意見を聴取し、合意形成を図るよう求めたい。
- 住民投票は間接民主主義を補完するものであるが、投票の事前活動などにより、市民間の軋轢を生むことを危惧するとともに、その実施に係る従事者数や経費が莫大であること等を留意すべきである。
- 憲法及び現行法による定めと住民投票の抱える現実的問題との整理がつかない状況において、民意を確認する方法として住民投票を用いてよいのか危惧する。
- 昨年の第三回定例会において、議会として新庁舎整備の設計関連予算の議決を行ったことを踏まえると、今般の住民投票が実施されるとなれば、これまでの議論や手続きに要した時間を無為に費やすことにならないか懸念する。
- 住民投票には二億四千万円の費用が必要であり、その財源も本市独自予算からの支出となるため、その費用対効果も今回の条例制定の賛否の判断材料になると考える。
- 今回の住民投票条例制定の請求に至った一因として、市の説明責任が十分に果たされておらず、市民に必要な情報が届いていない点があると考え。今後は、これまでの説明方法を見直し、より簡単で分かりやすく、短時間でも理解できるような内容となるよう十分工夫した取組を求めたい。
- 庁舎整備問題に対する議会の対応としては、これまで学識者への専門的な見解聴取や市民への独自アンケートの実施、或いは日頃から市民へ

の説明・意見聴取に努めるなど、様々な取組を行ってきたところである。執行部においても、更なる総事業費の抑制に努めるとともに、事業進捗の節目ごとにあらゆる機会を捉えて、市民との合意形成に向け最大限の努力を求めたい。また、市民への説明不足の感が否めないため、市政だよりを活用し、庁舎整備の特集号を発行するなど、周知広報に工夫を求めたい。

- 今回の二万人近くの市民の署名は重く受け止めているが、財政的に非常に有利な起債である合併推進債の活用機会を逃すリスクを考慮すると、この時期に住民投票を実施する大義は見いだせない。
- 条例案に付された市長の意見について、市長の強い意志を評価する。市民に対しては、昨年の第三回定例会における関連予算に対して、議会としても慎重な審議の末に議決したことに対する理解を求めたい。
- 庁舎建設にかかる建設費は、各都市によって様々な条件の相違点が背景にあることから、誤解を招かないよう、今後は、これまで周知が届かなかった市民まで情報が行き届くよう、違った視点での周知方法を工夫するとともに、今回市民から寄せられた陳情書等の内容を精査し、今後の説明手法の参考としてもらいたい。

このほか、委員でない議員からも意見が述べられました。

- 情報発信の具体的な数字や耐震性能分科会の非公開の件、ほか、内部通報の件と財政の動向についての意見を付されたうえで、署名された二万人近くの市民の声に答えるため、本来は市長が聴取すべきであった市民の声について、議会の決定により、直接聴くための住民投票を実施すべきである。